

安全の手引き

令和2年1月

在モーリシャス日本国大使館

目次

I. はじめに	1
II. 防犯の手引き	1
(a) 防犯の基本的な心構え	1
(b) 犯罪発生状況	1
(c) 防犯のための具体的注意事項	2
(d) 交通事情と事故対策	4
(e) テロ・誘拐対策	4
(f) 緊急連絡先	4
(g) 緊急時のフランス語表現	5
III. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	5
(a) 平素の準備と心構え	5
(b) 緊急時の行動	5
(c) 緊急時に備えてのチェック事項	6

I. はじめに

モーリシャスは自然豊かなリゾート地として知られ、日本からは毎年 2,000 人～3,000 人ほどの観光客が訪れています。他のアフリカ諸国と比べ治安は良く凶悪犯罪は少ないものの、空き巣、ひったくり、置き引き等の一般犯罪は多発しているので、滞在中は十分な注意が必要です。

この「安全の手引き」では、犯罪に対する心構えや、緊急事態への対処法についてご案内しています。皆様のモーリシャス滞在を安全で快適なものとするため、本手引きをご活用いただければ幸いです。

II. 防犯の手引き

(a)防犯の基本的な心構え

犯罪に巻き込まれないための安全 3 原則は、「目立たない」・「行動を予知されない」・「用心を怠らない」です。

- ・ 「目立たない」
華美な服装をする、横柄な態度をとる、公共の場で大声で話すといった、周囲の注目を集める行動を避けましょう。
- ・ 「行動を予知されない」
行動のパターン化を避け、犯罪者や誘拐犯等に自らの行動を予測させないように心掛けましょう。
- ・ 「用心を怠らない」
モーリシャスでの生活に慣れても安全に対する緊張感は常に維持し、「自分の身は自分で守る」という意識を強く持って生活しましょう。

(b)犯罪発生状況

2018 年のモーリシャスの犯罪発生率は約 35.9%(軽犯罪や麻薬取引などを含む)です。これまで当国でテロ事件は発生していません。同年の殺人事件の発生件数(故意)は年間 35 件(人口 10 万人当たりの発生率は 2.8%)前後、凶悪犯罪も少ないですが、窃盗や暴行等の一般犯罪は多発しています。外出時は常に身の回り品に注意を払い、夜間の一人歩きは避けた方がよいでしょう。特に首都ポートルイス市内は夕方 5 時には多くの店が閉まり、人通りも少なくなるので注意が必要です。なお最近では、麻薬取引が一般市民にも広がっており、麻薬ほしさに金品を強奪する者が増えているようです。

(c)防犯のための具体的注意事項

(1) 住居安全対策

アパートなどを対象とした空き巣狙い事件、押し入り強盗はたびたび報道されており、麻薬絡みなどでは殺人事件となっている場合もあります。当地で住宅を選ぶときには、安全確保を最優先とし、必ず自分で物件を調査し、安易に妥協せず選ぶことが大切です。住居を決める際には以下の点に注意してください。

- ・ 安全な地域内にあること
- ・ 管理人または警備員がいること
- ・ 敷地内に部外者が簡単に侵入できないこと
- ・ 通用門は暗証番号、建物出入口は施錠タイプのもので望ましい
- ・ 玄関扉は二重ロック、チェーン錠、ドアスコープ（覗き穴）などが付いていること
- ・ なるべく地上階、1階（日本式2階）、地上階が店舗となっているところは避ける

(2) 外出時安全対策

(ア) ひったくり対策

歩行中、ショルダーバッグは体の前に持ちましょう。ショルダーバッグの中にはなるべく貴重品を入れず、貴金属もむやみにつけて歩かない方がよいでしょう。車両運転中は外部から見える座席上等にバッグを置かず、中から必ず施錠してください。

(イ) スリ対策

見知らぬ者から声を掛けられても気軽に対応しないようにしましょう。対応する場合は貴重品が入ったバッグ等は必ず視界に入る位置に保ちましょう。

(ウ) 置き引き対策

不特定の者が行き来できる場所では、ほんの数秒の間でも貴重品が入った荷物を体から離さないようにしましょう。

(エ) クレジットカード等を狙った窃盗対策

カードで現金を引き出す場合は、設置場所、時間、周囲の状況等に留意し、可能な限り銀行の開店時間内に利用するようにしましょう（夜

間や週末の利用を控える)。利用時は暗証番号を他人に見られないよう気を付けましょう。

(オ) 薬物犯罪

薬物犯罪は2018年に4,267件発生しています。取引される薬物は大麻、ヘロインが7割を占めています。薬物取引は増加傾向にあり、2018年には2017年と比べて約500件(14.7%)増加しています。また、近年薬物中毒者の若年化が問題となっているほか、薬物購入のために金品強奪事件が多発しています。薬物取引が行われているとされる場所には近づかないようにしてください。

(3) 生活安全対策

(ア) 訪問者

予め約束していない訪問者に対しては、直ぐに扉を開けず、覗き穴等を使用して訪問者の身元を確認することが重要です。

(イ) 使用人

使用人を雇用する場合、以下の点に注意しましょう。

- ・ 採用にあたっては信頼できる人からの紹介を受け、使用人の経歴、住所、家族構成等の情報を入手すること
- ・ 使用人には、訪問者への対応、家主の不在時のおける問い合わせへの対応等、安全対策を教育すること
- ・ プライドを傷つけたり、恨みを買うような言動はトラブルの原因となるため注意すること
- ・ 貴重品や現金等を不用意に放置しないこと

(ウ) 電話

かかってきた電話を受ける際は、自分からは名乗らないようにしましょう。また、相手の身元が確かでない限り、自分や家族の情報を与えないようにしましょう。

(エ) 鍵

適切な鍵の管理は防犯対策上の基本です。その取り扱いには細心の注意を払いましょう。新たに入居する場合や、鍵を紛失した場合は、錠前を交換することも検討した方がよいでしょう。錠前の取り付けやスペアキーの作製は、信頼できる業者に依頼しましょう。

(d)交通事情と事故対策

モーリシャスの交通規則は道路標識、左側通行などほとんど日本と同じですが、環状交差点(ラウンドアバウト)の入り方及び周り方など、当地の規則をよく覚えておく必要があります。当地のドライバーの運転マナーの悪さに加え、道幅の狭いところ、路上駐車が多いところ、街灯のないところなども多いため、運転には細心の注意が必要です。

(e)テロ・誘拐対策

これまでモーリシャスにおいては、国際テロ組織等によるテロ事件は発生していません。しかし、常日頃から各種メディアを通じて関連情報の入手に努めるとともに、テロの標的となる可能性がある場所やイベント等には可能な限り近づかないなどの注意が必要です。

(f)緊急連絡先

- ・ 警察 999/112
- ・ 消防 995/115
- ・ 救急車 114

- ・ 在モーリシャス日本国大使館
住所：Level 6, Tower C, 1 Cybercity, Ebène 72201, Mauritius
電話：+230 460 2200
開館時間：08:00~12:00 13:00~16:45

- ・ 病院
Wellkin Hospital +230-605-1000 緊急 132
City Clinic +230-206-1600 緊急 169

- ・ 滞在許可
Economic Development Board/ Passport and Immigration Office
+230 203 3813

- ・ 観光局
Mauritius Tourism Promotion Authority (MTPA) +230 203 1900

(g)緊急時のフランス語表現

- ・ 助けて！ Au secours ! / Aidez-moi ! (オー スクール/エデ モワ)
- ・ 警察を呼んで！ Appelez la police ! (アプレ ラ ポリス)
- ・ 消防を呼んで！ Appelez les pompiers ! (アプレ レ ポンピエ)
- ・ 救急車を呼んで！ Appelez une ambulance ! (アプレ ユナンビュランス)
- ・ 危ない！ Danger ! (ダンジェ)
- ・ 強盗だ！ C'est un cambrioleur ! (セ タン カンブリョールール)
- ・ 火事だ！ Au feu ! (オー フー)

Ⅲ. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

(a)平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

海外に3か月以上在留される邦人の方は「在留届」の提出をお願い致します。「外務省 ORR ネット」により、オンラインでの提出が可能です。記載事項に変更が生じた場合や帰国の際にもご連絡ください。

また、緊急事態の発生に備え、家族間、会社・組織内での緊急連絡方法を予め定めておき、関係者間でよく周知しておいてください。

(2) 待避場所

緊急事態に巻き込まれた場合に備えて、平素から、いくつかの ケースをあらかじめ想定して一時避難場所を検討されることをお勧めします。

(b)緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、又は発生する恐れのある場合、在留邦人の皆様の保護等に万全を期すため、大使館より随時皆様に連絡致します。在留邦人の皆様の皆様は平静を保ち、誤った情報等に惑わされることのないよう注意してください。

(2) 情報の把握

緊急事態発生の際には、インターネット、各種報道等により情報収集に努めてください。

(3) 大使館への通報

自分や自分の家族、または他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ恐れがある場合は、その状況を迅速に大使館に通報してください。

また、緊急事態発生の際には、近くに住んでいる日本人と助け合い、一緒に行動しましょう。

(4) 国外への退避

- ・ 帰国又は第三国へ退避する場合には、その旨を大使館に通報してください。
- ・ 外務省より「退避勧告」ないし「渡航延期勧告」を内容とする渡航情報が発出された場合には、民間航空便が運航している間に、早急に国外へ退避してください。また、臨時便、チャーター便が手配される際は大使館の指示に従ってください。
- ・ 大使館より退避または避難のための集合を指示された場合には、その指示に従ってください。その際、避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、可能であれば非常用物資を持参することをお勧めします。

(c)緊急事態に備えてのチェック事項

(1) 旅券

常時6ヶ月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください。

(2) 現金、貴金属、預金通帳、小切手帳、クレジットカード類等

旅券同様に直ぐに持ち出せるよう保管しておいてください。

(3) 自動車

常時良い状態に整備し、十分な燃料を補充しておくようにしてください。

(4) 非常用物資・物品の準備

自宅待機や避難場所への移動を必要とする事態が予想される場合には、上記(1)～(3)に加え、次の物資・物品を準備しておき、直ぐに持ち出せるようにしておいてください。

- ・ 衣類・履物
- ・ 洗面用具
- ・ 非常用食糧等
- ・ 医薬品等
- ・ ラジオ
- ・ 通信手段
- ・ その他（懐中電灯、ライター、蠟燭、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット等）